

生企甲達第24号
警情甲達第20号
刑企甲達第33号
令和元年7月1日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について

この度、効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について（令和元年生企甲達第23号）により、自主防犯活動を促すための重点的な取組として、地域住民等に対する効果的な犯罪防止に向けた防犯情報の提供について通達したところ、その推進上の留意点については下記のとおりであるので、これにより適時適切な情報提供に努められたい。

なお、地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について（平成26年生企甲達25号）及び防災行政無線を活用した地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について（平成28年生企甲達第28号）については、廃止する。

記

1 情報提供の在り方の基本

防犯情報の提供は、受け手に情報を到達させ、犯罪防止に向けた取組の必要性について理解を得るとともに、その情報に接したことにより自主的な防犯行動を促すことを目的とするものである。

そのため、受け手の立場に立った情報提供を基本とし、警察から発信した情報が地域住民等に対してどのように到達し、自主的な防犯行動が期待できるかという観点を持って、訴求力のある効果的な情報提供を行う必要がある。

2 防犯情報の類型に応じた適時適切な情報提供

警察から地域住民等に提供する防犯情報は、次の類型が考えられるが、それぞれに適した媒体、提供の時期、提供する内容等が異なるため、各類型に応じて適時適切な情報提供を行うことが重要である。

(1) 個別の犯罪等の発生状況に関する情報提供

個別の犯罪等の発生に関する情報は、その時点で判明している事案の概要、凶器の有無、被害の状況、犯行の手口等防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な内容とすること。この場合において、防犯対策に関する情報は、画一的なものではなく、当該事案に応じて、受け手が比較的容易に防犯行動をとることができるよう配慮した内容を提供すること。

特に、子供を対象とした事案、同一手口や同種対象の窃盗、詐欺事案等が発生したときは、その対象に応じた最も効果的な媒体により、迅速・確実に地域住民等に提供し、防犯対策を講ずるよう促すこと。

また、個別の犯罪等の発生に関する情報提供は、地域住民等に自主的な防犯行動を促す反面、不安感を与えることにもつながり得ることから、当該情報提供に係る犯罪の被疑者を検挙し、又は事案が解決したときは、速やかに検挙・解決に関する情報を提供するなど、安心感の付与にも努めること。

(2) 凶悪犯等逃走事案の発生に伴う緊急の情報提供

(1)のうち、被疑者が凶器を持ったまま逃走しているなど、連続して被害が発生するおそれのある事案及び被留置者や受刑者の逃走事案等地域住民の生命・身体に危害が加えられる危険性・切迫性が高いと認められる事案（以下「凶悪犯等逃走事案」という。）を認知したときは、曜日・時間を問わず可及的速やかに、事案の概要、凶器の有無、被疑者の特徴・逃走手段、具体的な防犯対策等の情報を地域住民等に提供し、自主的な防犯行動を促すこと。

(3) 犯罪情勢に関する情報提供

犯罪の発生件数等の統計データ、犯罪発生マップ等犯罪情勢に関する情報提供については、地域住民等が最新の傾向や状況を把握できるよう定期的に更新し、自主防犯活動等の促進を図ること。

3 情報提供の体制整備等

(1) 関係機関との連携

地域住民等へ防犯情報が幅広く確実に到達するよう、特に自治体、教育委員会、学校等の関係機関とは、平素から連携を密にし連絡網を整備する等伝達の手段、方法等を確認するとともに、これらの関係機関が有するメール配信サービス等による防犯情報の二次的な配信についても協力を要請しておくこと。

なお、少年女性安全課及び警察署は、児童・生徒の安全のため、休校、集団登下校、通学路における警戒等の措置を要する場合に備え、あらかじめ夜間・休日でも対応できる自治体、学校、教育委員会等の連絡窓口を設定しておくこと。

(2) 関係部門間の連携

適時適切な情報提供を行うため、警察本部（生活安全部門、捜査担当部門及び総務課広報室）及び警察署の連携を図ること。

(3) 凶悪犯等逃走事案発生時の情報提供

ア 体制及び役割分担

凶悪犯等逃走事案発生時の情報提供に係る責任者は生活安全部長、実施者は県民安全情報官とし、体制及び役割分担は別表のとおりとする。

イ 迅速な判断

本部の捜査担当課長は、認知した事案が凶悪犯等逃走事案に該当すると認められるときは、事案の危険性、切迫性等を勘案し、提供すべき情報の内容等について、捜査担当部の庶務担当課長と連携して調整するとともに、県民安全情報官と速やかに共有した上、捜査担当部長に報告すること。

県民安全情報官は、当該事案に応じた具体的な防犯対策、効果的な情報提供の媒体等について、生活安全企画課長及び警察署長と連携して調整するとともに、迅速に判断した上、生活安全部長に報告すること。

ウ 速やかな情報提供

県民安全情報官は、必要に応じ情報提供に係る関係部門間の所要の調整を図り、速やかにふくい安全情報ネットワークシステム(以下「リュウピーネット」という。)、防災行政無線等による情報提供の手続を執るものとする。

エ 組織的対応の確保

凶悪犯等逃走事案発生時においては、警察署の担当者は主として事案対応に当たることとなるため、必要に応じて、警察本部からの情報提供、警察本部の担当者による警察署の支援等によって、警察本部が積極的に関与し、速やかな情報提供に支障が生じないように留意すること。

4 情報提供に関する留意事項

(1) 媒体の効果的な活用

情報提供には、ウェブサイト、電子メール、防災行政無線等のツールを利用するもの、防犯ネットワーク、防犯診断、防犯訓練等の地域住民等に直接接して行うもの、広報誌、新聞折り込みチラシ等の配布によるもの及びテレビ、ラジオ等のマスメディアの利用によるものなど多種多様な媒体が活用可能なところ、防犯情報の種別に応じてそれぞれの媒体の特性を活かし、次の事項に留意して効果的な活用を図ること。

ア ホームページによる情報提供

ホームページへの情報掲載は、更新が容易であって速報性に優れているとともに、画像等を活用することで分かりやすく表現できることから、犯罪発生情報(件数)や地図情報等の提供に適している。

一方、ホームページが活用されるかどうかは、目的とする情報まで容易に到達できるかどうかによるところが大きく、ホームページの作成に当たっては、目的とする情報までの到達のしやすさに十分配慮すること。

イ 電子メールによる情報提供

電子メールによる情報提供は、受け手に直接送信されることからリアルタイム性が高く、犯罪発生情報の提供のほか、捜査協力を求める場合に効果が高い。

一方、携帯電話への電子メール送信については、受信費用が受信者の負担となることから、リュウピーネットにより防犯情報を提供するときは、情報の容量及び送信の頻度に配慮すること。

ウ 防災行政無線による情報提供

自治体の防災行政無線は、主に防災情報を提供するために整備されたものであるが、防犯活動のためにこれを活用することについては、警察庁が総務省から、「無線局免許人である市町村が、免許状記載の通信事項「防災行政事務に関する事項」のうち、地方行政に関する業務として「盗難・防犯の警戒」等の情報提供をするために防災行政無線を運用することは差し支えない」旨の回答を得ていることから、各自治体に対しては、警察が必要と判断する防犯情報の提供に常時利用できる取扱いとし、曜日・時間を問わず緊急の対応ができるよう自治体窓口の一本化を図るなど積極的な働き掛けを行うこと。

なお、防災行政無線を利用して防犯情報を提供するときは、県民安全情報官において、防災行政無線による情報発信票(別記様式)を作成し、警察署において、発信する情報の内容を市町に依頼すること。

エ ミニ広報誌、新聞折込チラシ等による情報提供

ミニ広報誌や新聞折込チラシ等（以下「ミニ広報誌等」という。）は、一定の地域に広く配布されており、インターネットを利用していない、又は防犯への関心が薄い住民等にも情報を到達させやすい特性があることを考慮し、従来からの情報提供の手法の活性化にも留意すること。

特に、ホームページに掲載した情報について、地域住民に確実に知ってもらいたい場合には、併せてミニ広報誌等による情報提供にも努めること。

オ 防犯訓練の機会を通じた情報提供

防犯訓練の機会において、警察職員が直接行う情報提供は、参加した地域住民に強く印象が残ることが期待できることから、このような機会における情報提供にも配慮すること。

(2) 情報提供の地理的な範囲

防犯情報を提供する地理的な範囲については、警察署の管轄区域を単位とするもののほか、市町や学区など地域住民等がより身近に感じる地域を単位とするよう努めること。

なお、凶悪犯等逃走事案、特異な手口による事案、連続発生している事案等のうち隣接する地域への波及が予測されるもので、隣接する府県警察から地域住民等への情報提供を促す必要があるときは、隣接する府県警察に対し、当該事案の情報提供の必要性の判断に資する具体的な情報を確実に伝達すること。

また、平素から近隣の府県警察の連絡窓口を相互に確認しておくなど、情報の伝達に滞りが生じないように留意すること。

(3) 受け手に応じた配慮

防犯情報は、適切なタイミングで提供され受け手に理解しやすいものであることが重要であるため、単なる犯罪情勢に関する統計データだけでなく、発生状況等について多角的な分析を盛り込むよう努めるほか、提供する地域や受け手に応じて、課題となる犯罪、防犯上留意すべき事項等をイラストや写真を効果的に使用し、ポイントを絞った構成にするなど、訴求力のある内容となるよう努めること。

また、防犯ボランティア団体等に対しては、当該団体の主たる活動地域の犯罪情勢等の防犯情報を定期的に提供するとともに、防犯パトロール等の参考となるような具体的な情報を提供し、その活動の支援に努めること。

(4) 個人のプライバシーの保護等

防犯情報には、個別の犯罪等の発生に関する具体的な内容を含み得ることから、被害者等事件関係者の個人のプライバシーの保護に細心の注意を払うこと。

特に、侵入犯罪、性犯罪、認知件数が少ない地域の犯罪等について、地理情報システム（GIS : Geographic Information Systems）等の技術を用いて発生状況等を電子地図に表示して提供する際には、その方法や態様によっては、被害者等に不測の不利益を及ぼすことにもつながりかねないことから、個別の事件の特定又は推認が困難な表示にするなど、被害者等に配慮した方法とすること。

また、犯罪発生状況等の提供により捜査活動、防犯活動等の警察活動に支障が生じることのないよう、関係部門と十分な調整を図り、捜査上の秘密に配慮することはも

とより、詳細な手口や特定の被疑者の犯行であることを推認できる情報を必要以上に提供しないこと。

(5) 情報セキュリティ上の留意点

ア ウェブサイト及び電子メールを利用した情報提供については、福井県警察における警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年福井県警察本部訓令第3号）等警察情報セキュリティポリシーに定められた事項を遵守すること。

イ 電子メールを利用した情報発信については、ふくい安全情報ネットワークシステム運用要綱の制定について（平成18年生企甲達第44号）に定める運用責任者のもと、メール配信システム及び操作要領を理解した者を情報発信担当者に指定すること。

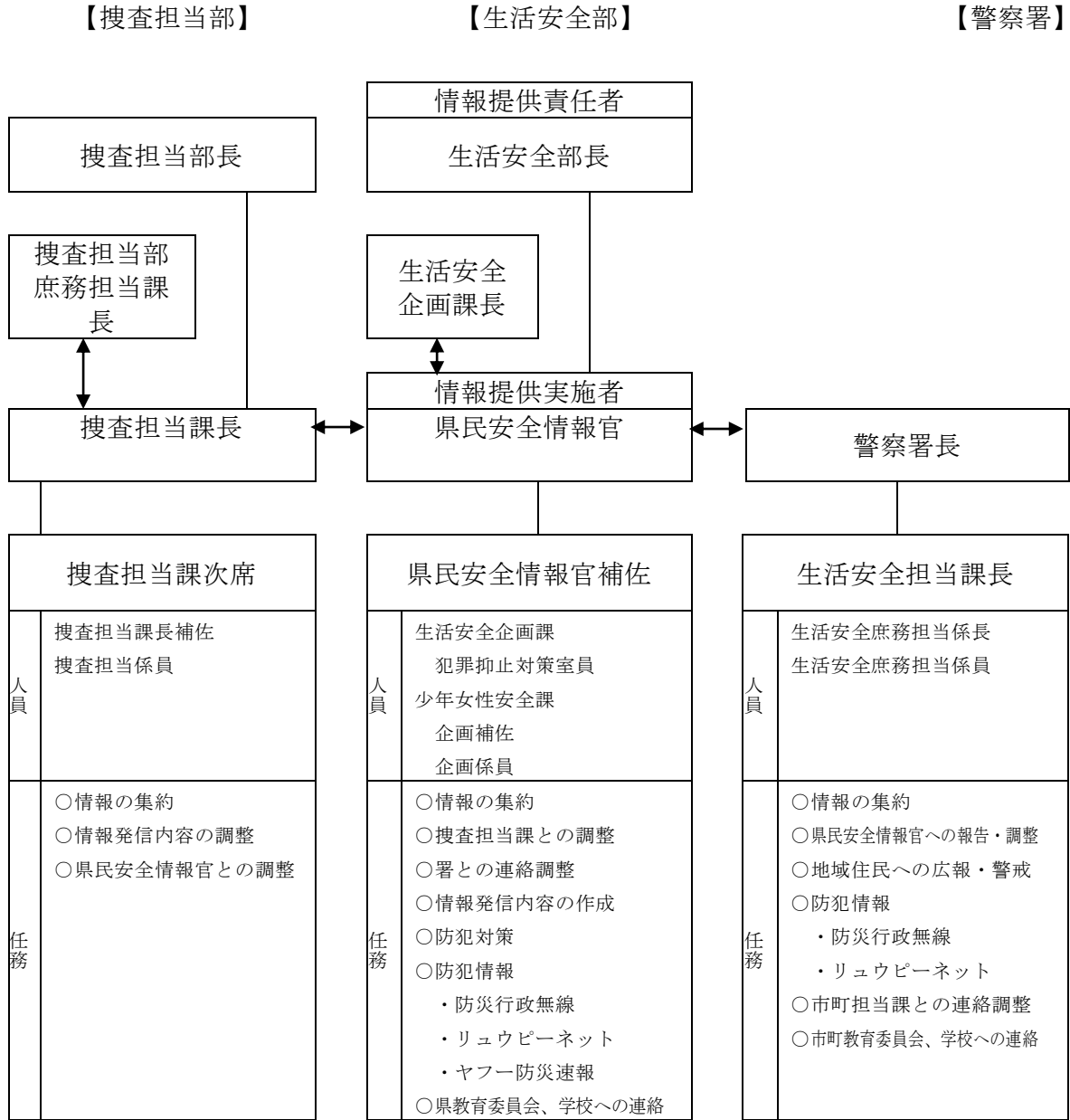
運用責任者は、情報発信担当者に対して、メール配信システム等について教養を実施するなどし、送信端末の誤操作の防止に努めること。

特に、当直時間帯、休日等においてメール配信を行う情報発信担当者及び人事異動等による新規の情報発信担当者に対しては、確実に教養すること。

5 様式の保存期間

防災行政無線による情報発信票の保存期間は、会計年度で1年とする。

凶悪犯等逃走事案発生時における情報提供体制表



※ 県民安全情報官は、必要に応じ、総務課広報室